

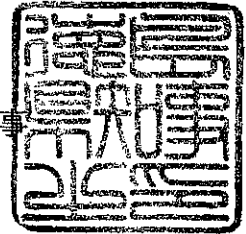


職第204号

平成21年7月15日

徳島県教育委員会委員長 殿

徳 島 県 知 事



職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年徳島県条例第50号）が本日公布・施行されました。

改正の概要は別紙のとおりですので、職員への周知及び事務処理につきまして遺漏のないようお願いいたします。

改正の内容

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する信頼の確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当について新たな支給制限および返納の制度を設ける。

担当 職員厚生課年金公災担当

電話 （088）621-2039